

令和5年度第1回秦野市入札監視委員会議事概要

日 時	令和5年8月2日（水）から9月29日（金）まで
場 所	書面による会議
出席者 (回答者)	荒川委員、舟戸委員、桑原委員、鞠山委員、東島委員

1 議事

案件の審議

工 事	
案件番号	案件名称
1	令和5年度岩井戸取水場発電設備更新等工事
審議内容	
参加者数に対し辞退者が多く、かつ、高落札率となった理由を確認したい。	
回 答	
更新する設備は、既存設備との取り合いも複雑であり、水道インフラ設備という特殊性もあり相応の知識・経験を必要とする工事で技術的難易度が高い内容であることから、設計図書を精査した上で参加者の辞退が多く、高落札率となったと考えております。	
委員意見等	
特になし	

コ ン サ ル	
案件番号	案件名称
2	令和5年度震生湖太鼓橋架替事業詳細設計委託業務
審議内容	
参加者数に対し辞退者が多く、かつ高落札率となった理由を確認したい。 また、見積書の徴取が1者しかない理由、及びパース（完成予想図）の作成期限の定め方について教えて下さい。	
回 答	

本業務につきましては、パースの作成期限を定めたことや設計業務と地質調査業務を合わせて発注したため、辞退者が多くなったものと考えます。また、落札率が高い理由は、辞退者が多く、参考見積書を徴取した事業者が落札したためと考えております。

見積徴取につきましては、設計にあたり数者のコンサルタントに作業量の見積作成を打診しましたが、期限が短いこともあり殆ど断られてしまいました。しかし、回答を得た1者の見積は積算基準に照らし妥当であると判断し、設計に採用しました。また、パースにつきましては、震生湖100周年記念式典にて太鼓橋のパース図を公表する計画がされています。そのため公表に合わせたパース図作成期限を設けたものです。

委員意見等

特になし

委 託

案件番号

案件名称

3

令和5年度秦野市ボトルドウォーター「おいしい秦野の水」製造委託業務

審議内容

当該業務を請けられる業者は複数あるように思うが、申請者・応札者が1社しかないのはなぜか、また、金額が高額となった理由を確認したい。

回 答

当初随意契約を行っていましたが、競争原理が働くよう平成27年度から入札に変更しています。しかし、「おいしい秦野の水」ブランドの品質を保つために、次の条件を変えることができないため、結果として1者による入札となっています。

- ①脱塩素処理ができること（水道水ボトルドウォーター）
 - ②タンクローリーによる採水から充填まで一括対応すること（安全性・品質を考慮し、外気を遮断するため）
 - ③年間製造量約16万本に対応できること（少量）
 - ④任意の発注時点で製造・納品すること（製造時期の柔軟性）
 - ⑤1回の納品を最大2万本程度とすること（最低製造ロット）
- （③～⑤は余剰在庫を減らし、賞味期限を保持するため）

<p>以上の条件を満たすためには、水専用の生産ラインが必要であり、かつ製造スケジュールを融通するため、自己工場を持つことが必要となります。</p> <p>また、落札率が高い理由は、参考見積を徴取した事業者が落札したためだと考えております。</p>
委員意見等
特になし

委 託	
案件番号	案件名称
4	令和5年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書封入・封緘委託業務（単価契約）
審議内容	
<p>当該業務を請けられる業者は複数あるように思うが、申請者・応札者が1者しかないのはなぜか、この1者はなぜ対応できるのか確認したい。</p> <p>また、過去の入札状況について確認したい。</p>	
回 答	
<p>全国的に同様の業務が集中する時期であり、給与天引きを行う特別徴収義務者への郵送物の封入・封緘を行う本業務は、納税者本人への郵送物と違い、複雑かつ煩雑となるため、敬遠される傾向にあります。なお、昨年、封入・封緘を行う事業者5社にヒアリングを行ったところ、すべての事業者から同業務では印刷・印字・封入・封緘の一括業務として翌年度にわたる契約でないとは受注はできないと回答がありました。このため、令和6年度は複数年契約が可能な予算（債務負担行為）を確保し、契約事務を進めています。</p> <p>今回落札業者は封入・封緘業務に新規参入した業者であり、本市の業務を受注できる余裕があったため落札に至ったものと考えております。</p> <p>また、過去の状況につきましては、令和4年度は入札参加者が無く入札中止となったため随意契約としました。</p> <p>令和3年度は入札に参加した事業者が1者であり、入札不調となったため、その事業者と随意契約を締結しました。</p> <p>令和2年度までは入札により他の事業者が落札していました。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
5	令和5年度特定・後期高齢者・市民健康診査及びがん施設検診等複合受診券封入封緘委託業務（単価契約）
審議内容	
<p>当該業務を請けられる業者は複数あるように思うが、申請者・応札者が1者しかないのはなぜか確認したい。</p> <p>また、過去の入札状況を確認したい。4の案件のように、複数年契約が可能な予算を確保すれば、こちらも複数の業者が応札するでしょうか。委託は発注の所在地要件をG（全国）にされることが多く、この場合応札者1者でも有効としているので、これでは競争性は確保されていないと思います。</p>	
回 答	
<p>年度当初に入札を行っていますが、年度当初は様々な業務で印刷及び封入封緘が発注されていること、また、本業務は一定の条件に該当する市民を13の категорияに分けるなど、業務内容が複雑なため例年落札している事業者のみが応札していると考えられます。</p> <p>本案件は、令和3年度から入札を実施しており、すべて同一事業者が落札しておりますが、現在、複数年契約が可能な予算の確保を予定しており、他の案件と同様に入札の時期を前倒しすることで、より多くの事業者の入札参加を期待しております。</p> <p>また、所在地要件をG（全国）とした場合、全国の事業者が参加可能となるため、より多くの事業者が入札参加することで競争性が確保されるものと考えております。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
6	令和5年度秦野市マイナンバーカードコールセンター委託業務
審議内容	
落札率の低さについて確認したい（最低賃金を満たすか）	

回 答	
<p>本業務については、参加申請者数が 18 者、応札者数も 16 者と多く、応札額の幅もそれぞれ大きかったため、業者間の競争が働き落札率が低くなったものと考えます。</p> <p>なお、委託業務契約のため人件費の内訳等は把握しておりませんが、月額 1,076,500 円（税抜き）に対し回線数を 3 としており、また他業務コールセンターとの兼務を可としていることから、最低賃金を満たすものと考えます。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
7	令和 5 年度市営入船住宅昇降機設備保守点検委託業務（長期継続契約）
審議内容	
落札率が低いのはなぜか、またメーカー系からしか見積もりをとっていない理由はどのようなか確認したい。	
回 答	
<p>本業務は、メーカー系の業者に見積り依頼し設計を行いました。前回の委託内容を見直し、特殊な装置を保守の仕様から除いたことにより、対応できる業者が増えたことで、落札率が低くなったものと考えております。</p> <p>当該案件はこれまでの受注者がメーカー系の 1 者であったこと、また今回見直した仕様との関連もあり、他の事業者からの見積徴取が難しい状況でした。そのため、結果的に現場を熟知している当該事業者から見積を徴取し、入札の成立（業務の継続）を期したものです。</p>	
委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
8	令和 5 年度はだのクリーンセンター余剰電力（非バイオマス）

	分) 売電業務 (単価契約)
審議内容	
落札率が高い理由を確認したい。また、予定価格と落札価格の差がかなり大きい、どのような理由か確認したい。	
回 答	
「コロナ禍の収束に伴う電力の需要増」、「脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー電力の需要増 (※はだのクリーンセンターは、再生可能エネルギー発電設備認定施設)」、「発電用燃料の価格高騰」などにより、相対的に電力の価値が上がり、入札価格の上昇につながったと考えています。	
委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
9	令和5年度図書館閲覧用図書 (選定用新刊案内分) の購入 (単価契約)
審議内容	
図書はどこで買っても同額ではないのか。一者は予定価格超過で、もう一者は落札率 100 パーセントということは、大量購入で手数料がかかる、あるいは大量購入割引などがあるのでしょうか。	
回 答	
<p>概ねどの書店であっても図書自体の価格に大きな差異はありませんが、図書館において図書を閲覧・貸出用にする場合には、装備 (図書の表紙への保護フィルム貼りや管理用のバーコードの貼り付けなど) が必要となるほか、図書館へ納品するための配達経費等が図書の価格のほかに必要経費としてかかります。本年度の落札者は、例年の実績に基づき、諸経費を含めた装備率について、図書の価格の 10 パーセント程であろうことを予測したため落札率が 100 パーセントになったと考えられます。一方で予定価格超過の者については、事業所等が市内ではないことから、納品に要する経費が図書の価格の 10 パーセント以内では対応できなかったためと予想されます。</p> <p>いずれにしても、図書の価格より装備などの諸経費について、市内事業者と市外事業者とで生じる差が入札の結果に表れていると考えています。</p>	

委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
10	令和5年度事務用プリンタ用環境推進トナーカートリッジの購入（単価契約）
審議内容	
<p>応札者が1者で高落札率であるが、何か特殊事情があるのか。 また、参考見積徴取を2者とした理由及び選定理由を確認したい。</p>	
回 答	
<p>本製品はメーカーが指定する販売店ののみが取り扱い可能な製品であり、発注に際し2者から見積を徴して積算しましたが、応札者が1者となった理由は不明です。</p> <p>また、本製品に係る取扱店の情報が得られなかったため、参考見積の徴取にあたっては、他の業務の関連で取り扱いが可能との情報があった者、及び他の案件で購入実績のあった者など、結果的に2者となったものです。</p>	
委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
11	令和5年度庁内印刷用紙（PPC用紙）の単価
審議内容	
<p>入札における設計価格の積算方法、及び不調となった後の経過について確認したい。また今後の発注方針についてどのような教示願いたい。</p>	
回 答	
<p>当初の設計金額は、過去3年間の契約単価にほとんど価格の増減がなかったものの、紙価格の高騰により令和5年2月に15パーセントから25パーセント程度上昇するとの情報があったため、参考見積を徴取せず、前年度契約金額から20パーセント程度上乗せをしました。しかし、不調となった後に調査した結果、それ以前の令和4年2月に10パーセント、令和4年8月に</p>	

15パーセントの上昇があり、この2回の上昇分が前年度の契約金額にも転嫁されておらず、また、設計金額にも反映できていませんでした。

このことを踏まえ、次の理由により入札金額を契約金額として1者による随意契約を執行しました。

①入札額は、未転嫁の上昇分を加味した額として妥当であること。

②所在地条件を全国とした入札に応札した1者（選定業者）は、本市が求める条件を履行できる唯一の事業者であること。

③当該事業者は前年度の受注業者であり、過去の履行状況も良好で信頼がおけること。

④業務に不可欠な物品であり、再度入札を執行する時間的余裕がないかったこと。

なお、今後の発注については、過去には複数者が入札していた経過があるため、今後も入札による執行を考えておりますが、予算作成時や発注前に参考見積を徴取し、実勢価格を把握したうえで設計金額を積算します。

委員意見等

特になし

工 事

案件番号	案件名称
1 2	下大槻穴見堂送水管改良工事（令和4年度ゼロ市債）ほか 2件
審議内容	
最低制限価格未満が多い理由はなにか確認したい。	
回 答	
<p>本市の予定価格は、事前公表する設計金額に対し、99.0パーセントから0.1刻みで100パーセントまでのいずれかの割合を乗じた額となります。この11通りのうちどの値になるかは、入札額の合計を11で割った余りで決まります。そして、最低制限価格は予定価格の90パーセントとなりますので、予定価格率に合わせて最低制限価格も11通りのいずれかとなります。</p> <p>入札参加者は、この仕組みを理解して入札を行いますので、結果として設計価格に11通りのいずれかの予定価格率を乗じた額の90パーセントで入札することが多くなります。</p>	

<p>今回の案件で最低制限価格未満が多い理由は、予定価格率が 99.9 パーセントと、100 パーセントに近いと、99.8 パーセント以下の予定価格率の 90 パーセントで入札した事業者は、すべて最低制限価格未満となったことによるものです。</p>
<p>委員意見等</p>
<p>特になし</p>

委 託	
案件番号	案件名称
13	令和5年度市道5号線外16路線道路除草委託業務ほか14件
審議内容	
<p>落札率がすべて80パーセントで、かつくじ対象となっている理由を確認したい。</p> <p>また、80パーセントで応札している事業者が多いということは、もっと低い金額で契約できたということではないか。設計価格や積算基準、事業者には何か問題があるのか確認したい。</p>	
回 答	
<p>一般委託のうち、除草委託を含む樹木保護管理については平成23年度から最低制限価格の下限設定を採用し、令和元年度から下限を80パーセントとしています。また、設計金額は事前公表していませんが、除草委託業務は積算基準に基づく設計であるため、設計金額が見積りやすくなっています。その結果、設計金額の80パーセントであれば受注したいと考えた事業者が、80パーセントの金額で入札してくるため、くじ対象者が多くなっています。</p> <p>下限設定を採用する前は、事業者間の価格競争が激しく40～60パーセント台の低落札率となっていました。下限設定採用後は、制度内で最も低い価格帯での応札となっていると考えます。</p> <p>なお、設計価格は公になっている積算基準に基づくものであり、過当競争による工事品質の低下や、低賃金などの問題が発生しないよう最低制限価格を設けており、特に問題ないと考えます。</p>	
委員意見等	

特になし

2 その他

決定事項等

特になし
